

いつまでも安全で利便性が高く暮らしやすいまちを目指して ～将来の都市形成を見据えた計画の策定を進めています～

人口減少社会や超高齢社会の到来により、国では、生活拠点に福祉施設や医療施設、商業施設などを誘導し、集約する「立地適正化計画制度」を推進しています。

市では、将来の都市構造の具現化に向け、拡散した市街地の見直しを始め、安全で効率的な居住と経済活動の場や公共交通の充実の実現、鉄道駅周辺区域の人口密度の維持といったまちづくりの方針を「立地適正化計画」に位置付けます。計画策定後は、計画方針に基づく関連施策を中長期的に実施することで、集約型都市形成の構築を図っていきます。

計画の概要

●立地適正化計画の区域設定
都市計画法に基づく都市計画区域の市街化区域内に、「居住誘導区域」「居住誘導区域に含まない区域」を設定し、さらに、居住誘導区域内に「都市機能誘導区域」を設定します。

《居住誘導区域》

一定エリアの人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべきとされる区域です。

《居住誘導区域に含まない区域》

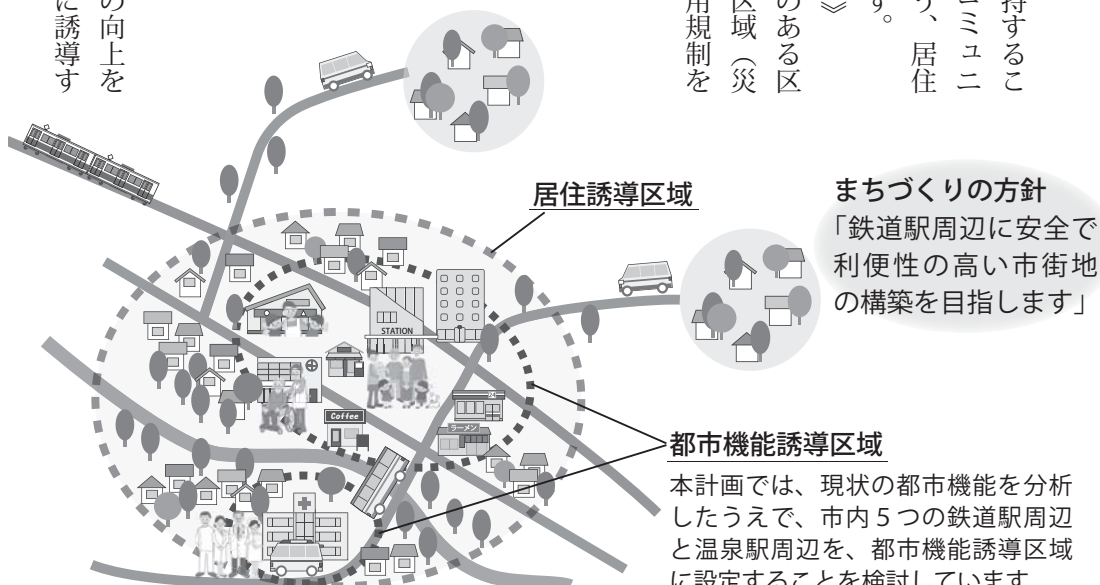
土砂災害や浸水などの危険のある区域、風致地区、工業地域などの区域（災害の危険性など現状の土地利用規制を再認識すべき区域）です。

《都市機能誘導区域》

医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約し、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
※区域が設定されると、区域外への一定規模以上の開発などが届出の対象となります。

●誘導施設の検討

居住者の共同の福祉や利便の向上を図るため、都市機能誘導区域に誘導する施設を検討しています。



看板の設置に許可が必要って知ってる？



いずみひかり
伊豆海景
キレイな景観大好き。
最近、ステキな看板に
キョーミあり。
カメラを持ってまち歩き。

看板(屋外広告物)を出す場所や大きさによって、市の許可が必要だということをご存じですか？

市では、まちの景色の一部となる屋外広告物について規制の必要な地域を定めており、①普通規制地域、②特別規制地域、③広告整備地区の順に厳しくなります。①は設置に許可が必要な地域。②は原則設置禁止で、案内図板や自家広告物(自分の敷地内に設置する看板)のみ色や大きさの基準を満たせば設置できる地域。③では案内図板や自家広告物の許可基準をさらに厳しく定めています。

☎ 市役所都市計画課 ☎ 055-948-2909

広告の種類				
自家広告物	案内図板	一般広告物		
自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所、作業場に表示、設置するもの 	名称、矢印、距離などの必要最小限の表示により、事業所などへの誘導を図るもの 	自家広告物や案内図板に該当しない広告物 		
特別規制地域 (原則、屋外広告物の表示などを禁止している地域)	第1種 特別規制地域	特に良好な住環境の形成や自然環境、歴史景観の保全が望まれる地域	表示面積 5㎡以内は許可申請不要	申請不要の表示面積を超えた場合、全ての広告物の許可申請が必要
	第2種 特別規制地域	国道の沿線など広告物が集中するおそれの高い地域や、都市公園や学校など公共性の高い施設の敷地		
普通規制地域 (原則、屋外広告物の表示に際し、事前の許可が必要な地域)	第1種 普通規制地域	市街地や主要な道路などの沿線の地域	表示面積 10㎡以内は許可申請不要	全て許可申請が必要
	第2種 普通規制地域	商業地域および容積率 300% 以上の近隣商業地域	表示面積 20㎡以内は許可申請不要	
広告整備地区 (地区の特性に合わせて、規制の強化を図る地域)	葦山反射炉周辺広告整備地区		表示面積 4㎡以内は許可申請不要	全て許可申請が必要(注1)
	国道 136 号バイパス沿道広告整備地区		表示面積 5㎡以内は許可申請不要	

(注1) 野立てのもの、電柱や街灯柱などを利用するもの、消火栓標識柱を利用するもの以外への広告物設置は不可

(注2) 告示で指定する幹線道路の両側 100m 以内または鉄道の両側 500m 以内かつ用途地域以外の区域

(後退距離規制適用地域) は、野立ての一般広告物は禁止

※このほか、それぞれの規制地域・種類ごとに色や大きさの基準があります。

計画の策定状況・今後の取り組み

学識経験者や市民で組織する立地適正化計画推進協議会をこれまで3回開催し、計画に位置付ける区域設定などの方針を検討しました。今後も、都市の持続的発展を継続するために必要な土地利用の方針を引き続き審議し、計画素案としてとりまとめます。

報告を受けた市では、都市計画審議会や市民説明会を通して意見聴取を行い、今年度中の計画策定を予定しています。

●市民説明会 とき・ところ

- ① 10月26日(木) 19時から
葦山時代劇場 映像ホール
- ② 10月30日(月) 19時から
あやめ会館 2階会議室
- ③ 10月31日(火) 19時から
大仁庁舎 2階第1会議室

内容 計画の目的や計画に位置付ける区域設定などの方針案など
※どなたでも、どの会場でも参加できます。

☎ 市役所都市計画課
☎ 055(948)2909

新し尿処理場候補地選定委員会 委員募集

市では、新し尿処理場の整備に向け、建設候補地の公募を行っています。
候補地選定にあたり、市民の目線に立った選定基準づくりや評価を行うため、候補地選定委員会の委員を募集します。

募集期間 10月2日(月)から16日(月) 17時まで(必着)

募集人数 2人

応募資格 市内に居住していること

応募方法 A4用紙に氏名、住所、電話番号、1,000字程度の小論文

(テーマ:新たなし尿処理場に求められること)を記載し、持参または

郵送してください。

※採用可否は10月20日(金)までに電話で連絡します。

委員の期間 11月から3カ月程度(会議は4回程度開催予定)

その他

・市の規定により報酬を支給します。
・応募の際にいただいた考えやご意見は今後の参考にします。

☎ 市役所公共施設整備推進課
☎ 410・2292
伊豆の国市長岡340・1
☎ 055(948)1451